

IV. 卒業認定要件

薬学部の授業科目は、基礎教育科目及び専門教育科目に区分され、それぞれの分野で修得しなければならない単位数が学則によって定められている。そしてさらに、それぞれの区分の中で細かな定めがあり、それに従って単位の修得をしなければ、卒業の要件を満たすことにはならない。

平成 26 年度以前の入学生

大 区 分	小区分	必 修	選択必修	卒業要件単位
基 礎 教 育 科 目	教養科目	6	12	18 単位以上
	外国語科目	4	4	8 単位以上
専 門 教 育 科 目	基礎科目	15	0	15 単位以上
	薬学専門科目	94	0	94 単位以上
	薬学応用科目	45	10	55 単位以上
合 計		164	26	190 単位以上

平成 27 年度以降の入学生

科 目 区 分		単 位 数	
		必 修	選択必修
一般教養科目	薬学周辺		4 単位以上
	人文科学		4 単位以上
	社会科学		4 単位以上
	外国語	6 単位	2 単位以上
	実技		1 単位以上
基礎教育科目	基礎科学	11.5 単位	
	準備教育	11.5 単位	
	薬学基礎	5.5 単位	
専門教育科目	基礎科目	29 単位	
	薬学専門科目	100.5 単位	
	薬学アドバンスト科目		10 単位以上
計		164 単位	25 単位以上
合 計		189 単位以上	

V. 試験と成績評価

1. 定期試験

- (1) 学内定期試験は、原則として前期試験及び後期試験として年2回行われる。
- (2) 授業科目によっては、定められた期間以外に行われる場合もある。
- (3) 単位の認定は、原則として前期及び後期の両定期試験を受験しなければ認定されない。
- (4) 授業が前期、または後期のみで終了する科目については、その学期末定期試験の成績評価をもって最終評価とする。
- (5) 試験を受験できる科目は、正規の手続きを経て履修登録した授業科目に限る。
- (6) 履修登録をしていて定期試験（前期及び後期の両学期）を受けなかった場合、当該科目の単位は修得できない。
- (7) 時間割については、試験開始の約1週間前までに掲示によって発表する。
試験時間は、1時限を60分とし、次のとおりとする。

時 限	第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限
時 間	9:30~10:30	11:00~12:00	13:00~14:00	14:30~15:30	16:00~17:00

(注意) 試験時の教室は平常授業の教室と異なる場合があるので、掲示に十分注意すること。

2. 追 試 験

- (1) 追試験は、次の各号のいずれかに該当し、定期試験を欠席した者に対して審査のうえやむを得ない事由があると認められた場合にのみ行う。

欠 席 事 由	証明書（願書添付）	備 考
天災・非常災害	官公庁発行による被災証明	地震、台風、火災、水害などによるもの。
交通機関の突発事故	遅延証明書、事故証明書	バイク・自家用車による事故、及び道路の渋滞は認めない。
忌 引	死亡に関する公的証明書 (写しでも可)	2親等以内の親族の死亡による忌引。
就職試験	就職試験受験内容証明書 (学事課の発行したもの)	会社訪問、説明会、研修等は認めない。
病気・怪我	医師の診断書	医師が入院を必要としたものに限る。
学校感染症	医師の診断書	出席停止を要するものに限る。

- (2) 上記事由により試験を欠席し、なおかつ追試験を希望する場合は「欠席届」「追試受験願」に証明書を添えて当該科目の試験終了後7日以内に提出しなければならない。
- (3) 追試験は、前期及び後期定期試験終了後に各々行う。
- (4) 追試験料は1科目4,000円とする。

3. 再 試 験

- (1) 再試験は、定期試験に65点未満であった者に対し、願い出により行うことがある。
- (2) 再試験は、定期試験を受験して不合格となった科目について行う。
- (3) 定期試験を受験せずに不合格となった科目については、原則として再試験は行わない。
- (4) 成績発表により再試験を希望する場合は、定められた期日「再試験受験願」を学事課へ提出しなければならない。
- (5) 再試験料は1科目4,000円とする。

4. 受験上の注意事項

- (1) 次の事項に該当する場合は、定期試験を受験することができない。
 - ① 授業料、その他諸納付金が未納の場合。
 - ② 授業への出席日数が、授業時間数の3分の2に達しない者。
 - ③ 学生証を所持していない場合。
 - ④ 選択必修科目及び選択科目においては、履修登録をしていない科目。
 - ⑤ 休学中の場合。
 - ⑥ 受験科目の試験開始時刻に25分以上遅刻した場合。
- (2) 試験場においては、次の事項を守らなければならない。
 - ① 受験中は、学生証を机上に呈示しておくこと。
 - ② 学生証を忘れた場合は、学事課において「仮学生証」の交付を受け、これを机上に呈示すること。（「仮学生証」は当日限り有効とする。交付料は1日1,000円）
 - ③ 試験開始後30分以上経過しなければ、答案を提出して退出することはできない。
 - ④ 試験場における行動は、すべて監督者の指示に従わなければならない。監督者の指示に従わない場合は、受験を停止し、退場を命ずる。
- (3) 次の場合は、その答案は無効とする。
 - ① 無記名の場合。
 - ② 指定された試験場で受験しなかった場合。
 - ③ 他人の答案の「学籍番号」・「名」を書き直しした場合。
- (4) 不正行為
 - ① 受験中に不正行為を行った者に対しては、即時退場を命じ、その学期における評価を行わない。
なお、学則による懲戒処分については、教授会の議を経て別に行う。
 - ② 次の事項に該当する行為をなした場合は、これを不正行為と見なす。
 - ・ 私語、態度不良について注意を与えても改めない場合。
 - ・ カンニングペーパーの使用、または机・辞書等への書き込み。
 - ・ 他人の答案の書き直し、または書き写させた場合。
 - ・ 許可されていない教科書等の参照。
 - ・ 物品の貸借。
 - ・ 他人が受験、または他人に受験を依頼した場合。
 - ・ 学籍番号・氏名等を故意に偽って記入した場合。
 - ・ 問題用紙、及び答案を無断で試験場外へ持ち出した場合。
 - ・ 監督者の指示に従わない場合。
 - ・ その他不正行為と判断される行為を行った場合。

5. レポートの提出

- (1) レポートの提出は、授業担当教員及び掲示による指示に従って提出すること。
- (2) 学事課に提出となっているレポートは、「レポート受付票」に科目名等を記入し、窓口に出すこと。その際、提出者にレポートと引換えに渡す受付票の学生控は、レポート提出の証明となるので、年度末成績評価時まで保管しておくこと。
- (3) 授業担当教員に直接、あるいは研究室に提出となっているレポートは、理由のいかんを問わず、学事課では受理しない。
- (4) 提出期限を超過したものについては、理由のいかんを問わず受理しない。
- (5) レポートを未提出の場合、失格となる場合もあるので注意すること。

6. 成績評価・単位認定

(1) 成績評価

科目の成績は次の区分により評価する。

評 定	合 格				不合格
評 価	100～90 点	89～80 点	79～70 点	69～65 点	64 点以下
	秀	優	良	可	不可

(2) 成績発表

- ① 成績発表は、原則として前期成績発表及び後期成績発表（総合評価）の2回とする。
- ② 前期終了科目の成績は、前期の成績評価をもって最終評価とする。
- ③ 前期及び後期成績発表の日程については、予め掲示によって連絡する。

(3) 単位の認定

履修した科目の単位の認定は、定期試験に合格したとき、はじめて認定される。試験の方法については、科目筆記試験及び口頭による試験、並びに実技試験のほか、小論文による。実習・実技等の科目によっては、平常の成績をもって試験成績にかえることもある。

また、単位の認定に際し、出席日数が不足していたり、あるいは途中で受講を放棄したような場合は、その科目は無効となり単位の認定はできない。

7. 進 級

各学年所定の授業科目の試験に合格したものは進級とする。

ただし、失格科目がない場合に限り、原則として、つぎの未修得単位数までは（審議の上変更はありうる）、教授会の承認を得て進級を認める。

- 1 年生 5 単位
- 2 年生 4 単位
- 3 年生 4 単位

※ 4 から 6 年生の全科目、学生実習、基礎薬学演習および前学年配当の未修得科目に対する試験合格は必須とする。

※平成 27 年度以降の入学生にあっては、薬学演習 I～III の試験合格も必須とする。

8. 留 年

進級できない者は、原級に留め置く（留年）ものとする。留年した場合、合格した科目の単位は、これを修得済として認定するが、不合格科目については再履修を要す。

9. 共用試験について

共用試験とは、CBT（computer- Based Testing）と OSCE（Objective Structured Clinical Examination）から構成される試験で、実務実習を行う前に、この両試験に合格しなければならない。

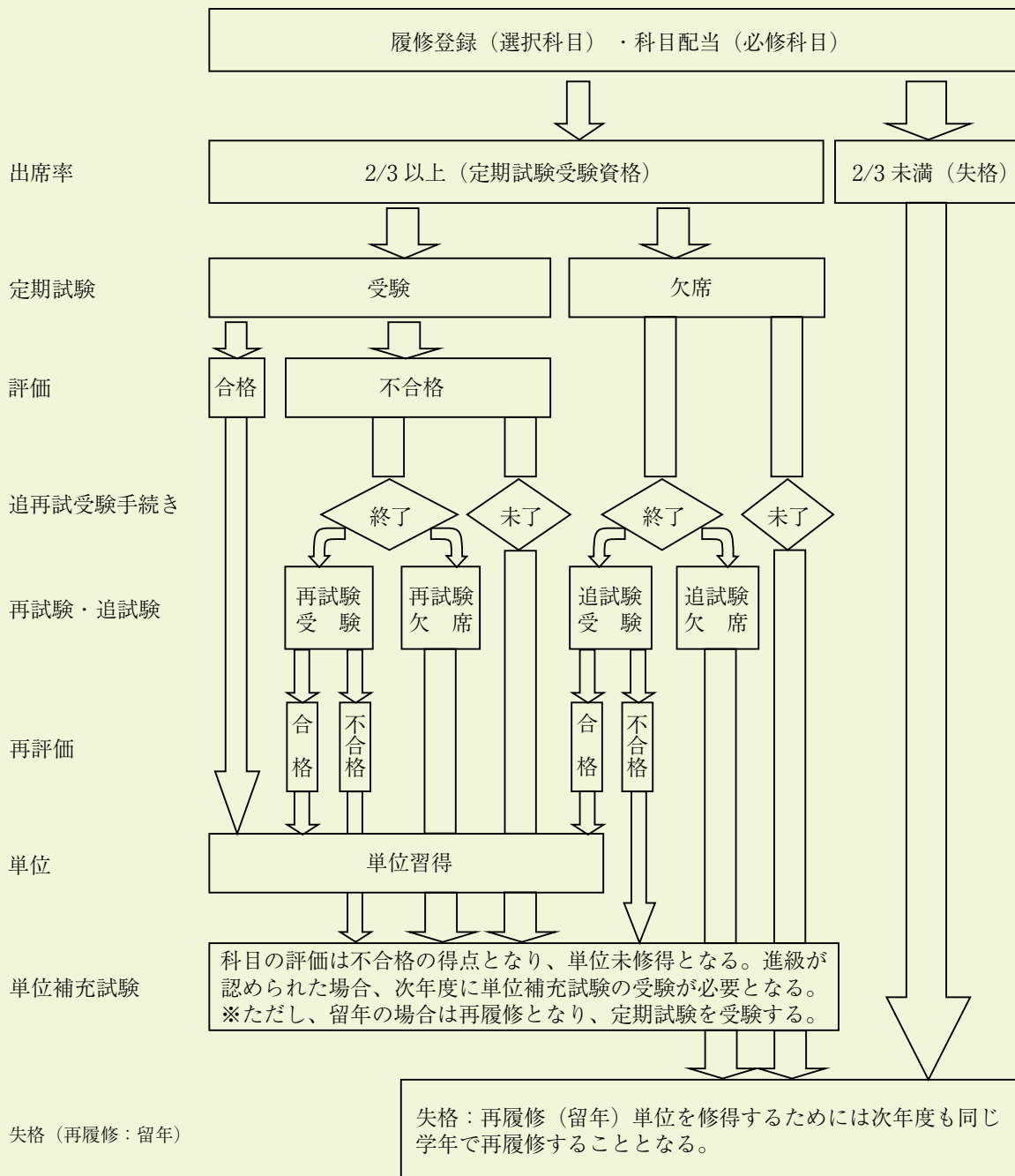
【共用試験】

	CBT	OSCE
試験料	25,000 円（CBT, OSCE 併せて）	
追再試験料	12,500 円	12,500 円

CBT：実務実習に必要な知識を持ち合わせていることを確認する，コンピュータを用いた試験で，共用試験センターサーバーに保存されている問題が無作為に選ばれ，インターネットを介して各受験生に送付され，それを受験生が解いていく方式で行われる。問題は310問で，10分野（ヒューマンリズムとイントロダクション，物理系薬学，化学系薬学，生物系薬学，健康と環境，薬と疾病「薬理系」，薬と疾病「薬剤系」，薬と疾病「情報系」，薬と社会，実務実習事前学習）から出題される。

OSCE：実務実習に必要な技能・態度を持ち合わせていることを確認する実技試験で，課題は，提示されている5ステーション「患者・来局者対応」「薬剤の調製（2課題）」「調剤鑑査」「無菌操作の実践」「情報の提供」で，6課題を行う。

10. 単位修得までのフローチャート



VI. 規 程

1. 奥羽大学試験規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、学則第37条に基づき、本学で実施する試験について定める。

第2章 試 験

第2条 試験は、定期試験及び追・再試験とする。ただし、授業科目により適宜に行う試験もある。

第3条 定期試験は、科目毎に学期末又は学年末に行う。なお、試験の方法については、科目筆記試験および口頭による試験、並びに実技試験のほか、小論文等による。

第4条 追試験は、定期試験を受けることが出来なかった者に対し、願い出により行うことがある。

第5条 再試験は、定期試験で65点未満であった者に対し、願い出により行うことがある。

第6条 追・再試験の受験に際しては、所定の願書を提出し、1科目につき4,000円の受験料を定められた日までに納入しなければならない。

第3章 受験資格

第7条 歯学部にあつては、各学年で履修するいずれの科目においても、各期授業時間数の80%以上の出席がない場合には、当該科目の受験資格を失う。薬学部にあつては、各学年で履修するいずれの科目においても、授業時間数の3分の2以上の出席がない場合には、当該科目の受験資格を失う。

第8条 試験は、授業料その他の納入金を完納しなければ受験させることができない。

第4章 試験の欠席

第9条 疾病その他やむを得ない理由により試験を欠席した者は、医師の診断書、又はその理由を付した欠席届を速やかに提出しなければならない。

2 前項の届出が行われない場合は、追試験の受験資格は与えられない。

第5章 不正行為

第10条 試験において不正行為を行った者は、その学期における全科目の成績を0点とし、かつ懲戒処分を行う。

2 懲戒処分については、別に定める。

第6章 試験の成績

第11条 試験の成績は100点をもって満点とする。

第7章 受験心得

第12条 受験に際しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 受験中、学生証を必ず机上に提示しておくこと。ただし、忘れた場合は、学事課に申し出て証明書を受け、これを学生証に代えることができる。
- (2) 試験場には、試験開始5分前に入っていること
- (3) 25分以上の遅刻、及び試験開始後30分以内の退出はしないこと。
- (4) 試験場では、筆記に必要な用具のほかは机から離して置くこと（下敷きは不可）。ただし、特に許可

されたものはこの限りではない。

- (5) 受験中は、用具の貸借をしたり監督者以外への話しかけや、答案等を見せたりしてはいけない。
 - (6) 受験に際しては、不正な方法によって答案を作成したり、それを幫助したりしてはならない。
 - (7) その他、監督者の指示に従うこと。
- 2 受験心得に違反した者は、退場を命ずる。

第8章 雑 則

第13条 本規程の改廃は、教授会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 本規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第6条 追、再試験受験料について文学部は旧規定による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2. 不正行為者の懲戒処分に関する内規（抜粋）

- 1 この内規は、奥羽大学試験規程第10条第2項に基づき定める。
- 2 不正行為とは受験に際し不正な方法をもって解答を作成するか、又はそれを幫助する行為をいう。
- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 教授会は停学処分を行う。停学の期間は2週間以上とする。